

報酬等に関する事項

三井住友フィナンシャルグループ

■当社グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

1.対象役職員の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている対象役員および対象従業員等(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

(1)対象役員の範囲

対象役員は、当期中に当社の取締役および監査役であった者としています。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

(2)対象従業員等の範囲

対象従業員等は、当社の従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、高額な報酬等を受ける者で当社およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等であります。

①主要な連結子法人等の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行持株会社の連結総資産に対する総資産の割合が2%を超える連結子法人等およびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。具体的には、株式会社三井住友銀行、SMBC日興証券株式会社、株式会社関西アーバン銀行、三井住友ファイナンス&リース株式会社、SMBC信用保証株式会社および欧州三井住友銀行、三井住友銀行(中国)有限公司等の海外現地法人が該当します。

②高額な報酬等を受ける者の範囲

高額な報酬等を受ける者とは、当社および当社の主要な連結子法人等から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当社では基準額を60百万円に設定しております。当該基準額は、当社および株式会社三井住友銀行の過去3年間に於ける役員に対する報酬等(以下、「役員報酬額」)の総額の平均(各事業年度における期中就任者・期中退任者を除く)をもとに設定し、グループ共通の基準額としております。これは、当社役員が多くが、株式会社三井住友銀行の役員を兼務しており、役員報酬額は、グループ全体への貢献度に応じて決定されることを踏まえたものであります。なお、退職一時金につきましては、役員報酬額から退職一時金の全額を一旦控除したものに退職一時金を在職年数で除した金額を足し戻した金額をもって、その者の役員報酬額とみなし、高額な報酬等を受ける者の判断を行っております。

③当社および当社の主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者の範囲

当社および当社の主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社および当社の主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。具体的には、海外を含め当社および当社の主要な連結子法人等における取締役、監査役および執行役員(対象役員に含まれる者を除く)等であります。

2.対象役職員の報酬等の決定について

(1)対象役員の報酬等の決定について

当社は、指名委員会等設置会社として、報酬委員会を設置し、「取締役、執行役および執行役員の報酬等に関し、個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」、「報酬体系を含む役員報酬制度および関連する規定」ならびに、「当社取締役および執行役の個人別の報酬等の内容」を決定しております。加えて、当社の主要な子会社の役員報酬制度、当社の執行役員等の個人別の報酬等の内容を審議しています。また、主要子会社では、当社の報酬委員会での審議内容を尊重すると共に、取締役および監査役の報酬については、株主総会において決議された限度額の範囲内で決定しています。

(2)対象従業員等の報酬等の決定について

当社および株式会社三井住友銀行の従業員、ならびに当社の主要な連結子法人等における役員および従業員の報酬等は、当社および当社の主要な連結子法人等の取締役会等にて制定される給与方針にもとづいて、決定され、支払われております。当該方針は、業務部門から独立した当社および当社の主要な連結子法人等の人事部等において制度設計・文書化がなされております。また、当社の主要な連結子法人等の給与方針等は、定期的に当社人事部に報告され、当社人事部にてその内容を確認しております。なお、海外の役職員の報酬等は、現地の法規制や雇用慣行に応じ、各拠点または現地法人が報酬制度を定め、その報酬制度のもとで決定され、支払われております。

(3)報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)
報酬委員会(当社)	3回
報酬委員会(SMBC日興証券株式会社)	1回

(注)報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

■当社グループの対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

(1)対象役員の報酬等に関する方針

当社は、取締役、執行役員および執行役員(以下、「役員等」)の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(以下、「本方針」)を定めております。

本方針は、当社グループの経営理念、また「最高の信頼を通じて、日本・アジアをリードし、お客さまと共に成長するグローバル金融グループ」というビジョンの実現に向けて、役員等の報酬が、適切なインセンティブとして機能することを目的としております。

尚、当社の主な子会社の役員等の報酬は、各社において、本方針を踏まえた上で決定しております。

<基本方針>

- I. 当社グループの経営理念およびビジョンの実現に向けて、適切なインセンティブとして機能することを目的とする。
- II. 当社グループの経営環境や、短期・中長期の業績状況を反映し、株主価値の向上やお客さまへの価値提供に配慮した体系とする。
- III. 各々の役員等が担う役割・責任・成果を反映する。
- IV. 第三者による経営者報酬に関する調査等を踏まえ、競争力のある水準とする。
- V. 過度なリスクテイクを抑制し、金融業としてのブルーデンスを確保する。
- VI. 内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守する。
- VII. 適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定し、経済・社会情勢や経営環境等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。

<報酬体系>

- I. 当社の役員等の報酬は、原則として、「基本報酬」「賞与」「株式報酬」の構成とする。
- II. 業績に対するアカウンタビリティ・インセンティブ向上の観点から、各々の役員等の総報酬に占める、経営環境や業績状況等を踏まえて変動する業績連動部分の比率を40%程度を目安とする。業績連動部分は、当社グループの業績および各々の役員等の成果に応じ、報酬基準額の0%から150%の範囲で支給を行う。
- III. 株主との利益共有強化の観点から、各々の役員等の総報酬に占める、株式による報酬の比率を25%程度を目安とし、役員等の株式保有を進める。
- IV. 業績連動部分の比率、株式による報酬の比率は、上記を目安とし、各々の役員等の役割等に応じた適切な割合を設定する。
- V. 「基本報酬」は、原則として役位に応じた現金固定報酬とし、各々の役員等が担う役割・責任等を踏まえて決定する。
- VI. 「賞与」は当社グループの年度業績と、個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえて決定する。決定した金額の内、70%を「賞与」として現金支給し、30%を「株式報酬」として支給する。
- VII. 「株式報酬」は、中期業績等に連動して決定する「株式報酬Ⅰ」、年度業績等に基づき決定する「株式報酬Ⅱ」、役位等に応じて支給する「株式報酬Ⅲ」で構成する。
 - a. 「株式報酬」は、原則として譲渡制限付株式による支給とし、各類型で適切な譲渡制限期間を設定する。
 - b. 「株式報酬Ⅰ」は、当社グループの中期経営計画の達成状況、当社株式のパフォーマンス、お客さま満足度の結果等を基に決定する。
 - c. 「株式報酬Ⅱ」は、当社グループの年度業績と個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえて決定し、実質的に繰延報酬として機能させる。
 - d. 「株式報酬Ⅲ」は、役位等に応じて決定する。
- VIII. 財務諸表の重大な修正やグループのレピュテーションへの重大な損害等の事象が発生した場合には、株式報酬について、減額や没収、返還請求が可能な仕組みを導入する。
- IX. 上記に関わらず、日本以外に在勤・在住する役員等の報酬等については、本方針を踏まえ、各国の報酬規制・報酬慣行、マーケット水準等を勘案し、過度なリスクテイクを招かないよう個人別に設計する。

<報酬決定プロセス>

当社は、指名委員会等設置会社として、報酬委員会を設置し、役員等の報酬等に関し、以下の事項を決定しております。

- ・本方針、報酬体系を含む役員報酬制度、および関連する規程
- ・当社取締役および執行役の個人別の報酬等の内容

尚、報酬委員会は、上記に加え、以下の事項を審議しています。

- ・当社の主な子会社の役員報酬制度
- ・当社の執行役員等の個人別の報酬等の内容

(2)対象従業員等の報酬等に関する方針

当社および当社の主要な連結子法人等は、経営理念や経営戦略と従業員等の役割や責任を結びつける目的から、国内の従業員等の報酬等について、職務内容・業務実績等を勘案して決定しております。また、当社グループ各社の人事部においては、取り巻く業務環境、業績推移、支払実績等を総合的に判断のうえ、従業員等の報酬等を決定しております。なお、海外の従業員の報酬等に関する方針については、上記の国内の従業員等の報酬等に関する方針に加え、現地の法規制、雇用慣行等も考慮したうえで決定しております。

■当社グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

1.当社および株式会社三井住友銀行

当社の対象役員の報酬等の決定にあたっては、委員の過半数を社外取締役が占める法定の報酬委員会で取締役および執行役の個人別の報酬等の内容が決定される仕組みになっております。株式会社三井住友銀行の対象役員の報酬等の決定は、株主総会で決議された範囲内で決定される仕組みになっております。

業績に対するアカウンタビリティ・インセンティブ向上の観点から、各々の役員等の総報酬に占める、経営環境や業績状況等を踏まえて変動する業績連動部分の比率を40%程度を目安とします。業績連動報酬は、「賞与」と「株式報酬」から構成されます。「賞与」は、当社および株式会社三井住友銀行の年度業績と、個人の短期・中長期的観点での職務遂行状況等に基づいて報酬額を決定します。「株式報酬」は、中期経営計画の業績目標の達成状況や、当社株式のパフォーマンス、お客さま満足度調査の結果等に基づいて報酬額を決定します。株式報酬制度では、譲渡制限付株式を活用し、実質的な報酬の繰延を実現いたします。

また、過度なリスクテイクを抑制し、金融業としてのブルーデンスを確保することを目的として、重大な財務諸表の修正やグループのレピュテーションへの重大な損害等の事象が発生した場合に、本制度に基づき割り当てる譲渡制限付株式を対象に、マルス(譲渡制限期間中の減額・没収)・クローバック(譲渡制限解除後の返還)を可能とする仕組みを導入しております。本制度は、対象役員等と締結する譲渡制限付株式割当契約に定め、報酬委員会の決議に基づき実施いたします。

また、対象従業員等の報酬等の決定にあたっては、職務内容・業務実績を勘案して決定しておりますが、業績連動報酬については、過度な成果主義とならないよう、短期的な業務実績のみならず、定性的評価も含め、総合的に評価した上で決定しています。なお、各国の報酬規制・報酬慣行、マーケット水準等を勘案し、過度なリスクテイクを招かないよう個人別に設計しております。

2.その他の主要な連結子法人等

当社のその他の主要な連結子法人等における役職員の報酬等の決定は、中長期的な業績評価や海外においては現地法規制や雇用慣行等を総合的に勘案し決定しており、当社グループのリスク管理に影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。なお、主要な連結子法人等の一部の対象従業員において、リテンションに係る費用を計上しております。

■当社グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

区分	人数(人)	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の 総額	基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	その他	変動報酬の 総額	賞与	退職慰労金	その他
対象役員(除く社外役員)	13	1,029	832	735	93	4	176	176	17	2
対象従業員等	92	7,613	3,982	3,697	281	3	3,318	3,318	—	312

(注)1.報酬額等には主要な連結子法人等からの報酬額等を含めて記載しております。

2.固定報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延報酬374百万円(対象役員93百万円、対象従業員等281百万円)が含まれております。

3.変動報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延報酬659百万円(対象役員1百万円、対象従業員等659百万円)が含まれております。

4.株式報酬型ストックオプションは、役員等の職位に応じた金額に相当する新株予約権数を付与していることから、固定報酬として区分しております。

5.株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。

なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰り延べることとしております。

会社名	権利行使期間
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	平成22年8月13日から平成52年8月12日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	平成23年8月16日から平成53年8月15日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	平成24年8月15日から平成54年8月14日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	平成25年8月14日から平成55年8月13日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	平成26年8月15日から平成56年8月14日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	平成27年8月18日から平成57年8月17日まで
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	平成28年8月15日から平成58年8月14日まで

6.上記を含め、支払いが繰り延べられている報酬等は以下のとおりであります。

(百万円)

報酬等の種類	平成29年3月31日	当事業年度中の支払
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	62	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	132	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	141	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	140	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	178	—
株式会社三井住友フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	192	—

■当社グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

該当ありません。